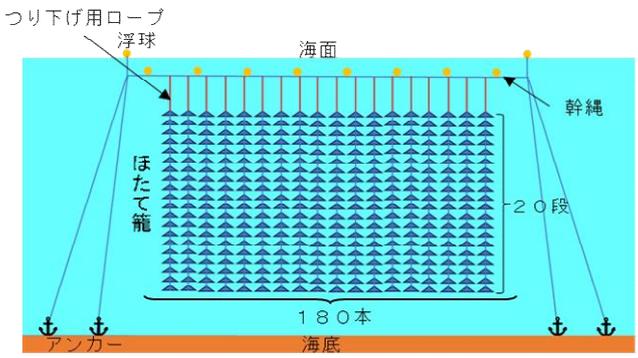


船舶事故調査報告書

令和7年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年2月3日 06時10分ごろ
発生場所	宮城県女川町出島南方沖 寺間港防波堤灯台から真方位190° 645m付近 (概位 北緯38° 26.0′ 東経141° 31.4′)
事故の概要	漁船第十八千鳥丸は、ほたて籠の揚収作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和6年2月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八千鳥丸、3.6トン
船舶番号、船舶所有者等	MG3-52806（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 乗組員、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（乗組員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、ほたて籠の引揚げ作業を行う目的で、女川町寺間港を出港した。</p> <p>船長は、ほたて養殖施設に到着後、本船の船首を北東方に向けて主機を中立運転とし、幹繩の引き揚げ用ロープの先端に取り付けた四爪フックを海中に投げ入れて、同フックを海面下約1m付近に設置された幹繩（長さ約100m）に引っ掛け、巻上機を使用して幹繩を海面上に引き揚げた。（図1参照）</p>  <p>図1 ほたて養殖施設（概要図）</p> <p>乗組員は、引き揚げられた幹繩に接続されている‘ほたて籠を幹繩につり下げるための長さ約4mのロープ’（以下「つり下げ用ロープ」という。）を右手に握って、左舷中央部付近に設置してある揚網機（円柱型合成ゴムを回転させてほたて籠を船内に取り込むサイドロー</p>

ラー)の後方に立った。

乗組員は、揚網機の後方に立った後、右手に握っていたつり下げ用ロープを両手で持ち、‘回転する円柱型合成ゴム’（以下「本件ローラー」という。）に沿わせて、ほたて籠の揚収を開始した。

乗組員は、180本あるほたて籠のうち2本を揚げ終わり、3本目のつり下げ用ロープを巻き揚げていたところ、本件ローラーと船縁との隙間に右手が肩まで巻き込まれた。

船長は、左舷中央部操縦室付近の揚網機の横でほたて籠が引き揚げられている海面付近を見ていたところ、乗組員の異状を知らせる声で本事故の発生に気付き、すぐに揚網機のスイッチを切って本件ローラーの回転を停止した。

本船は、操業を中止し、船長が、本事故の発生を所属する漁業協同組合及び海上保安庁に通報した。

船長は、引き揚げた2本のほたて籠を元に戻し、寺間港に帰港した後、本船よりも速力の出る別の船に乗り換えて、乗組員を宮城県女川町女川港に移送した。

乗組員は、所属する漁業協同組合が手配した救急車で宮城県石巻市内の病院に搬送され、右尺骨遠位端及び右橈骨骨幹部骨折と診断された。

本件ローラー（直径約0.2m、長さ約1m）は、回転させた状態のまま、つり下げ用ロープやほたて籠を甲板上に引き揚げるのを補助する漁ろう機械の構成部品であり、甲板上的高さが約0.5mの高さの船縁上端と本件ローラーとの間に約0.15mの隙間を設けて設置されていた。（写真1参照）



写真1 本件ローラーの設置状況

ほたて籠は、20段つりで、つり下げ用ロープを介して幹縄につり下げられていて、ほたて籠20段分の長さは約15m、重さは約50kgであった。

乗組員は、ほたて養殖漁業の経験が約60年あり、本船の船長も約

8年経験していた。

乗組員は、本件ローラーが回転している状態で3本目のほたて籠のつり下げ用ロープを揚網機で引き揚げ作業中に足元に落ちていたほたてを左手で拾おうとして、目を離したときに、つり下げ用ロープが本件ローラーに巻き付いていることに気付かず、そのまま、つり下げ用ロープを握っていた右手が本件ローラーと船縁との隙間に肩まで巻き込まれたと思った。(写真2参照)



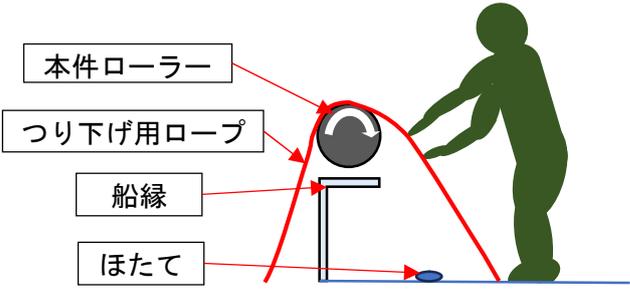
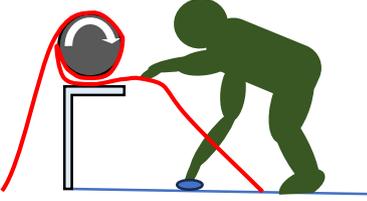
写真2 事故発生状況（予想概要図）

乗組員は、足元に落ちていたほたてがほたて籠の揚収の支障となるので、ほたて籠の揚収中にもかかわらず、作業効率の維持やふだんからの慣れもあり、本件ローラーの回転を止めずに左手で足元に落ちていたほたてを拾っても大丈夫と思った。

本件ローラーによって引き揚げられたつり下げ用ロープは、通常、本件ローラーから甲板に取り込まれるが、たまにつり下げ用ロープが本件ローラーに巻き付くことがあるので、その都度、船長及び乗組員は、本件ローラーの回転を止めてつり下げ用ロープの巻付きを外していた。

船長は、日頃、乗組員に対し、作業中につり下げ用ロープが巻き付いたときは、ローラーの回転を停止させて巻付きを外すように指導するとともに、すぐに回転を停止できるよう停止スイッチの近くで作業していた。

船長は、乗組員が足元に落ちていたほたてを左手で拾おうとして<sup>かが</sup>屈んだ際、つり下げ用ロープを握っていた右手が本件ローラー側に近づいたことで、つり下げ用ロープがたるみ、本件ローラーにつり下げ用ロープが巻き付いたと思った。(図2、図3参照)

	 <p>図2 本件ローラーでつり下げ用ロープを揚げる作業 (概要)</p>  <p>図3 ほたてを拾おうとしてつり下げ用ロープ が本件ローラーに巻き付いた状況 (概要)</p> <p>船長及び乗組員は、上下の合羽<sup>かっぱ</sup>の上に救命胴衣及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履いていた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、3本目のほたて籠のつり下げ用ロープを揚網機で引き揚げ作業中、乗組員が、2本目のほたて籠を引き揚げた際に足元に落ちていたほたてを左手で拾おうとして、つり下げ用ロープから目を離したことから、つり下げ用ロープが本件ローラーに巻き付いていることに気付かず、つり下げ用ロープを握っていた右手が本件ローラーと船縁との隙間に肩まで巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>乗組員は、作業効率の維持やふだんからの慣れもあり、本件ローラーを止めずに足元に落ちていたほたてを拾ったことから、本件ローラーから目を離したものと考えられる。</p> <p>つり下げ用ロープは、乗組員の右手に握られていたところ、乗組員が落ちていたほたてを左手で拾おうとして屈んだ際、右手が本件ローラー側に近づいたことでたるみ、本件ローラーに巻き付いたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、3本目のほたて籠のつり下げ用ロープを揚網機で引き揚げ作業中、乗組員が、足元に落ちていたほたてを左手で拾おうとして、つり下げ用ロープから目を離したため、つり下げ用ロープが本件ローラーに巻き付いていることに気付かず、つり下げ用ロープを握っていた右手が回転中の本件ローラーと船縁との隙間に肩まで巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・乗組員は、揚網機を使用した作業を行う場合、巻き込まれるおそれがあるので、引き揚げているロープ等から目を離さず、手元をよく見て作業に専念すること。</li><li>・乗組員は、揚網機を使用した作業中、他の作業を行う場合は、一旦、揚網機の回転を停止して作業すること。</li><li>・船長は、揚網機を使用した作業中、ロープが巻き付いたとき以外でも、他の作業を行う場合は、ローラーの回転を停止させて作業を行うように乗組員を指導すること。</li></ul> |
|--|---|